

おらほの



教室

仮徴収の実施について

保険料（税）は、前年の所得金額などをもとに年額を算定しますが、前年の所得金額が確定するまでの間は、「仮徴収」として、2月に年金から天引きされた額と同額を4月、6月、8月分の年金から天引きされます。

- ・前年度が特別徴収 → 2月分の保険料（税）額と同額を年金から天引き
- ・前年度が普通徴収 → 前年度保険料（税）額の6分の1の金額を年金から天引き

なお、その年度の保険料（税）の年額は、毎年7月に確定します。確定した保険料（税）の年額と「仮徴収」の金額との差額は、10月、12月、2月の期間「本徴収」で納付することになります。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

令和6年度から森林環境税の課税が始まります

●森林環境税とは

森林環境税（国税）は、日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。

令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して、年額1,000円が課税され、市町村が個人住民税と併せて徴収します。

森林環境税に係る税収は、県を経由して国に払い込み、国は「森林環境譲与税」として自治体の人口、私有林人工林面積や林業就業者数に応じて各都道府県、市町村に配分します。

●納税義務者

国内に住所を有する個人

なお、以下に該当する場合、森林環境税は課税されません。（均等割非課税者）

1. 賦課期日（1月1日）時点で、生活保護法によって生活扶助を受けている人
2. 賦課期日（1月1日）時点で、障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
3. 前年中の合計所得金額が次に掲げる基準額以下の人

区分	金額および計算式
扶養親族を有しない人	38万円
扶養親族を有する人	28万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+10万円+16万8千円

* 今月の税 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

軽自動車税 ……………全期
国民健康保険税…第1期（暫定）

納付期限
4月30日(火)

口座振替日
4月25日(木)

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付方法について

上記保険料（税）の納付方法には、納付書または口座振替により納付する「普通徴収」と、年金からの天引きにより納付する「特別徴収」があります。

「普通徴収」から「特別徴収（年金からの天引き）」に切り替えとなる場合は、自動的に Rowe れますので、手続きは必要ありません。

「特別徴収」が行われていても、**ご本人やご家族の所得金額の変更や資格異動などの事由により、「特別徴収」が中止され、納付方法が「普通徴収」に切り替わる場合があります。**

所得金額の変更などがあった場合は、保険料（税）の再計算を行い、**保険料（税）が増額となった時、不足分は「普通徴収」で納付していただきます。**

また、保険料（税）が減額となり還付金が発生した場合は、後日還付しますので、「還付通知書」が届くまでお待ちください。

各種保険料（税）の特別徴収について

●介護保険料

特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上の人

●国民健康保険税

【次の要件を全て満たす世帯】

- ・世帯主を含む国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- ・特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上であること
- ・介護保険料が特別徴収であること
- ・介護保険料（年額）と国民健康保険税（年額）の合算額が、特別徴収の対象となる年金受給額の2分の1の金額を超えないこと

●後期高齢者医療保険料

【次の要件を全て満たす人】

- ・特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上の人
- ・介護保険料が特別徴収である人
- ・介護保険料（年額）と後期高齢者医療保険料（年額）の合算額が、特別徴収の対象となる年金受給額の2分の1の金額を超えない人

特別徴収が実施される月（○の付いている月が特別徴収月です。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
介護		○		○		○		○		○		○
国保		○		○		○		○		○		○
後期		○		○		○		○		○		○

町民税務課 税務係 ☎46-1372